

総行行第439号
令和6年9月30日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
等を踏まえた対応について (通知)

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務を含む地方公共団体の公共調達については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について (通知)」(令和6年1月12日付け総行行第23号総務省自治行政局行政課長通知)において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会。以下「指針」という。)を踏まえて対応することを周知しています。また、本年4月19日に「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されたことを踏まえて発出した「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和6年4月19日付け総行行第200号総務省自治行政局長通知)において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること等、適切に対応されるよう周知してきたところです。

貴職においては、別添の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、指針や基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。